(例2) 平成19年度まで

夫76歳・妻72歳共に国保

夫:後期高齢者医療

後期高齢者医療

保険料

保険料

所得割・資産割・均等割

平成20年度から(該当から5年間)

国民健康保険 E 保 者の皆さん

民建 秉

玉

新制度で変わったことは?

支援金が新たに加わりませのでは、●算定項目に後期高齢者 わります

た 者医療制度) 人が加入する医療保険と 成20年 長寿医療制度 の医療制度改革により、 制度を支援す -4月に、 が創設されまし 75歳以上の (後期高齢

支援金等課税分(後期高齢者な課税項目として後期高齢者用に充てる分)に加え、新た からの医療分と支からの医療分の税率 療分(被保険者の医療康保険においては、従ることとされており、 てる分) していただくこととなります。 分)が追加され、 医療制度の の医療費の40%相当を拠出す 各医療保 なお、 医療分と支援金分を合療分の税率と、20年度ましたが、平成19年度ましたが、平成19年度 険から、 医療費に充てる が に加え、介護分(介 合算, 後期高齢者 して納付

せん。 ●課税限度額および税率

者間の負担を公平 国民健康保険税は、 化するよう 被保険

円とし、合計59万円に変更とした結果、平成19年度の医療の課税限度額56万円を20年度は47万円、支援金分を12万度は47万円、支援金分を12万円を20年の関係がある。 して しかし、 います。 税率と課税限度額を決定 増え続ける医療費

%から1・8%に、均等割をついては前年度の実績に基っただいていますが、介護分に 税限度額は、変上げられましたとい、合計5万円とし、合計5万円 医療分と介護分を納付 b_{\circ} また、 5 0 から8, 64 歳 変更さ 変更されません(介護分の課 0 付してい れ () 0 円 0 11

が ださい。 詳

保険税がる

保険に加入しているますので、世帯内で る 65 75 う、 減を受けることができます。 税の負担が急に増えない 後期高齢者医 歳以 一定期間、 歳以上を含む) Ě $\widehat{}$ 世帯内で国民健康医療制度に移行している人の保険 次のような軽 定の障害が 0 ょ あ

未満の人が国民健康保険に者医療制度に加入し、75歳●75歳以上の人が後期高齢

国民健康保 た人の人数や所得金額ものないよう、 5 年間は移少しても軽減がはずれる 世帯の 有医療制度に移行 は、国保世帯員 険税 の軽 国保加入者 減を受

から ぞれ引き下げられていたから6、400円にと、 います。

が軽減されます 野者医療で国民健康

介護分

残る場合・大満の人が国民健康保険者医療制度に加入し、で

行した人の人数やことのないよう、 が後期高齢者に したため、 が減少

しくは税率改正表をご覧く

改正前より3万円引き

それ

介護分

| ■柷举改止表 | | | | | | | |
|--------|-------------------------|----------|----------|---------------|--|--|--|
| 区分 | | 医療分 | 医療分 | 後期高齢者 支援金分 | | | |
| | | 現行 | 改正後 | | | | |
| 所得割額 | (前年分所得 -33万円) ×税率 | 9.53% | 6.50% | 3.03% | | | |
| | | | 合計 9.53% | | | | |
| 資産割額 | 本年度固定資 産税額×税率 | 10.10% | 7.00% | 3.10% | | | |
| 貝炷剖鉙 | | | 合計 | 10.10% | | | |
| 均等割額 | 被保険者 一人につき | 26,000円 | 19,500円 | 6,500円 | | | |
| | | | 合計 2 | 26,000円 | | | |
| 平等割額 | 一世帯につき | 26,500円 | 20,000円 | 6,500円 | | | |
| | | | 合計 2 | 26,500円 | | | |
| 課税限度額 | | 560,000円 | 470,000円 | 120,000円 | | | |
| | | | 合計 5 | 90,000円 | | | |

| | 現行 | 改正後 | |
|---|---------|----------------|--|
| % | 2.27% | 1.80% | |
| % | 5.50% | 5.50% | |
| 円 | 9,500円 | 8,000 | |
| 円 | 6,500円 | 6,400 F | |
| 円 | 90,000円 | 90,000 F | |

夫76歳 社会保険

(例3)平成19年度まで 妻72歳

社保の被扶養者

平等割

保険料なし 社会保険料

平成20年度から(該当から2年間) 夫:後期高齢者医療 妻:国保 所得割・資産割が免除

後期高齢者医療

軽減

妻:国保

半額

場合 ※世帯、 主の 年 金 から天引き

含ま 国民健康 民健 れ た 康保 税 **は額となりま** 保険税は、そ

ることはありません。
で、国民健康保険税額が上 が

等割も半額になります。は険の旧被扶養者のみの場 みの場合、

亚

き 部世帯で年金からの天引 (特別徴収) が始まります

けられます

例

健康保険に加入する場合 医療制度に加入し、その被 医療制度に加入し、その被 を変が保険から後期高齢者

軽減

軽減

と同じ保険税の軽減措置が含めて軽減判定され、今ま

まで

受

始されて 特別徴収 に当てはまる場合は、 でしたが、4月から法は、納付書または これまで登 います。 (年金天引き) ※市での %合は、新たに けから次の要件 なたは口座振替 納付方 が開

(例1) 平成19年度まで

夫76歳・妻72歳共に国保

平成20年度から

後期高齢者医療所得に応

歳以上の

人

する場合は、

新

に加入(国保資格取得日に65 養者から新たに国民健康保険

申請することによっ

T

2 年

次のよう

に減免

(例3)

たな負担の緩和措置として、

世帯の国保税

夫:後期高齢者医療 妻:国保

じて軽減

国保税

社会保証

険などに加

のため、後、

後期

とによって、社会保险高齢者医療保険に加えた人が75歳以上のため

したこ

社会保険の被扶

65歳以上75歳未満の付となります。 場合 ては、 書 なお、 または口 これまでどおり納 それ以外の 口座振替による納までどおり納付 0 加 人だけの 人につ 0 11

②75歳以上の人が後期高齢者を療制度に移行したため、世医療制度に移行したため、世医療制度に移行したため、世の国保加入者が一人となる場合には、5年間、医療分となる。

②均等割がれません。

半

額に 加

なり

ます。

③世帯の国保

入者が、

社会

①所得割、

資産割は所得や資

産の有無にか

かわらず課税さ

が、年金額の2分の1日保険税と介護保険料の公司を入りませる。 18万円以上の場場主(国保加7 ②納税義務者となって 場合 入以外の 金受給額が年 でいる世 帯主 以合算 民健 の額康

の世帯の される国 分も

で、※ 年 金 天引 きになる るこ

■铅变动工主

緩和措置が平成19年度で終了適用されていましたが、この公的年金所得から特別控除が ある人につい 昭和15年1 の適用は廃 20年度からは、 いては、 止されます 所得割を 特別控除

納税通知書の発送につ 11 て

収の人は第9期までのに送付する予定です が同封されます)収の人は第9期も 護保険料、 険料の納税通知書を7 本 国民健康保険税および介 年 度 0 後期高齢者医療保 ます) 所得 までの 0 確定に (普通徴 納付 月中 書 旬 伴

国民健 保険税の減免に

生活課にご相談ください。
生活課にご相談ください。
生活課にご相談ください。 災害や 失業、 病気などによ

税負担緩和措置が終了平成18年税制改正に伴う

や退職時までの源泉徴収票、ご相談の際は、離職証明書

明書

公的年金収入が1月1日以前に生

ださい

と

印鑑

(認印)

をご持参く

年の収入見込みが分かる資料 雇用保険受給資格者証など今

は忘れず! ずに 康保険資格の異動届 入して

る世帯で 合 ①転入・転出した人がいる場 国民健康保険に加 11

| 人がいる場合 | 保険から社会保険に加入した | 民健康 民健康 た

(国民健康保険 0 資格 は自 動

をやめた場合 の の の の の に加入していた人が 注意ください) 的には変更され た人が社会保 ませんのでご 社会保険 険

手続きが必要になります。届は、各総合支所市民福祉課でなどの事由が発生した場合 け出 ります も税額が変更され をして 国民健康保険税につ 11 ただくことによ ることにな 11 7

い合わ

係

☎ 0 2 2 2 0 (22) 国民健康保険税係 総務部税務課